

【 料金表 】 (訪問介護)

※ 下記表は全て1日(回)あたりの単位数です ※

○ 介護保険適用サービス

介護保険適用サービスを利用した場合に算定される単位数を下記表に示します。
介護保険適用サービス分の費用は、利用したサービスの単位数を合計し、1単位あたり10,21円を掛けた金額になります。介護保険負担割合証に記載されている負担割合（1割又は2割又は3割）分が利用者負担料金となります。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額利用者負担となります。

【単位表】

身体介護

時間	単位数
20分～30分未満	244単位
30分～60分未満	387単位

生活援助

時間	単位数
20分～45分未満	179単位
45分以上	220単位

身体介護に引き続き生活援助を行う場合

時間	単位数
20分以上	65単位
45分以上	130単位

- * 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。
- * 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- * やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

・各種加算等

初回加算	200単位
緊急時訪問加算	100単位
特定事業所加算 (I)	基本単位数に対して20%増し
2人派遣	基本単位数の100分の200
夜間早朝派遣	基本単位数の100分の125

介護職員処遇改善加算 I	利用したサービスの合計単位の13.7%
介護職員等特定処遇改善加算 I	利用したサービスの合計単位の6.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	利用したサービスの合計単位の2.1%

介護職員等処遇改善加算(1)

利用した介護保険適用サービス
合計単位数の24.5%

【令和6年6月1日より】

【 料金表 】 （総合事業 訪問型サービス）

○ 介護保険適用サービス

介護保険適用サービスを利用した場合に算定される単位数を下記表に示します。
介護保険適用サービス分の費用は、利用したサービスの単位数を合計し、1単位あたり10.21円を掛けた金額になります。介護保険負担割合証に記されている負担割合（1割又は2割又は3割）分が利用者負担料金となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額利用者負担となります。

【 料金表 - 基本料金・昼間 - 】

訪問型サービス(Ⅰ)		
週1回程度	一月につき	1,176単位
訪問型サービス(Ⅱ)		
週2回程度	一月につき	2,349単位
訪問型サービス(Ⅲ)		
週3回程度(※要支援2の方のみ)	一月につき	3,727単位

※契約期間が一月に満たない場合には、日割り計算いたします。

* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日伊勢崎市の窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

初回加算	200 単位	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	利用したサービスの合計単位の13.7%	介護職員等処遇改善加算(1) 利用した介護保険適用サービス 合計単位数の <u>24.5%</u> 【令和6年6月1日より】
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	利用したサービスの合計単位の6.3%	
介護職員等ベースアップ等支援加算	利用したサービスの合計単位の2.1%	